

山口市防犯灯設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域団体（以下「自治会等」という。）が、防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の設置事業を行う場合において、市がその設置事業に係る経費に対して補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助の対象は、自治会等が維持管理する防犯灯とし、補助金の額は次に掲げるものとする。

(1) 自治会等が防犯灯を設置する場合、LED防犯灯であるときは、1灯につき36,000円を限度額として事業費の3分の2を補助し、その他の防犯灯にあっては、1灯につき21,000円を限度額として事業費の2分の1を補助する。

(2) 建柱を必要とする場合にあっては、前項の限度額に10,000円を加えたものとする。

2 補助金の額は、前項の対象事業に係る経費とし、予算の範囲内で補助する。なお、算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該工事の見積書の写し、設置場所の略図及び領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、防犯灯設置工事の完成を確認した後、適正と認めたときは補助金額を決定し、防犯灯設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに市長の指定する請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 設置事業の申請については、毎月末締めとし、翌月、市長の指定する日に交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた自治会等が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金を対象外の目的に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

(設置後の維持管理)

第8条 防犯灯設置後の維持管理費は、当該防犯灯を設置した自治会等が負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

山口市長 渡辺 純忠 様

住 所 _____

自治会等名 _____

(申請者) _____ 印

防 犯 灯 設 置 事 業 費 補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度事業として、防犯灯を設置しましたので、山口市防犯灯設置補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事 業 費 _____ 円

設 置 区 分	新 設	LED防犯灯	灯
		LED防犯灯以外 ()	灯
	取 替	LED防犯灯	灯
		LED防犯灯以外 ()	灯
施 行 場 所 (区 分)	<input type="checkbox"/> 電柱・電話柱に共架 () 灯 <input type="checkbox"/> 柱を新設 () 灯 <input type="checkbox"/> その他 [() ()] () 灯		
施 工 業 者 名			

- 添付書類 (1) 設置場所略図
(2) 業者見積書の写し
(3) 領収書の写し

※ これより下は記入しないでください。

補 助 金 額	円
確 認 年 月 日	平成 年 月 日
確 認 者	

【請求書】（兼債権者登録申出書）

山 口 市 長 様

平成 年 月 日

*提出先を記入してください

*控えの番号としてご利用ください（数字右詰10桁まで）

取扱課	生活安全課
-----	-------

債権者整理番号										
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

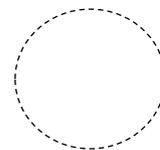
◎下記のとおり請求します。

〒
住所

名称

氏名

TEL



*振込先口座を記入してください

*市役所記入欄(登録業務にコピーを使用すること)		金融機関	銀行・金庫		農協		支店	
処理区分	1. 追加 2. 変更		()		()		()	
業者番号			()		()		()	
相手方番号		預金種別	普・当・()	口座番号				
入力課	担当者印	フリガナ						
出納室	担当者印	名義人						

*工事請負または業務委託の場合は記入してください

* Vを入れてください □税込 □非課税

請求区分	<input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 完成	金額							
契約金額	円	(¥を入れる)							
前金払受領済額	円	内消費税額							
部分払受領済額	円	(¥を入れる)							

	品名又は件名	数量	単位	単価	金額(円)
1	防犯灯設置費等補助金として				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	計				

委 任 状

(受任者) 住 所 _____
氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、山口市から支払われる防犯灯設置費等補助金の受領を委任します。

平成 年 月 日

(委任者)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

大歳地域LED防犯灯設置等の基準について

大歳自治振興会

大歳自治振興会が補助対象とする「防犯上必要とするLED灯を使用した街路灯等」の基本的な基準（定義）は次のとおりとする。

- 1 LED灯を使用した防犯灯で、商業目的の設置を除く。
- 2 LED灯の仕様・規格等は次の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 防犯灯の照度基準がクラスB以上
 - (2) 器具取付間隔が25m以上対応可能なもの
 - (3) 消費電力が20w未満で電力会社申請入力容量が20VA未満
 - (4) 光源寿命が6万時間以上

大歳小学校前の道路に設置したLED防犯灯です!

(7灯設置しています…参考までにご覧ください)



※参考 防犯灯照度基準

- ・クラスA…4m先の歩行者の顔の概要が識別できる明るさ
(平均水平面照度5ルクス以上、鉛直面照度の最小値1ルクス以上)
- ・クラスB…4m先の歩行者の挙動・姿勢などが分かる明るさ
(平均水平面照度3ルクス以上、鉛直面照度の最小値0.5ルクス以上)

大歳地域LED防犯灯設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大歳地区内の自治会が、防犯上必要とするLED灯を使用した街路灯等（以下「LED防犯灯」という。）の新設、取り替え及び修繕（以下「設置事業」という。）を行う場合において、大歳自治振興会がその設置事業に係る経費を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助の対象は、自治会が維持管理するLED防犯灯とし、補助金の額は1灯につき18,000円を限度額として、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会が新たにLED防犯灯を設置する場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2以内を補助する。
- (2) 自治会が既に設置している蛍光灯の防犯灯をLED防犯灯に取り替える場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2以内を補助する。
- (3) 自治会が既に設置しているLED防犯灯を修繕または取り替える場合、事業費から山口市補助金を差し引いた地元負担金額の2分の1以内を補助する。

2 補助金の額は、前項の対象事業に係る経費とし、予算の範囲内で補助する。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、LED防犯灯（設置・取り替え・修繕）事業費補助金交付申請書（様式第1号）を大歳自治振興会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該工事の見積書の写し、設置場所の略図、領収書の写し及び山口市補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(補助金の決定)

第4条 大歳自治振興会は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、LED防犯灯設置工事の完成及びLED防犯灯設置箇所を確認した後、適正と認めるときは補助金額を決定し、LED防犯灯（設置・取替え・修繕）事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに請求書(様式第3号)を大歳自治振興会に提出し、大歳自治振興会は速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第6条 大歳自治振興会は、この要綱による補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象外の目的に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(設置後の維持管理)

第7条 LED防犯灯設置後の維持管理費は、当該LED防犯灯を設置した自治会が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大歳自治振興会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

大歳地域LED防犯灯設置費補助金交付要綱事務取扱要領

- 1 要綱第1条中の「防犯上必要とするLED灯を使用した街路灯等」の基本的な定義は次のとおりとする。
 - (1) LED灯設置のもので、商業目的設置を除く。
 - (2) LED灯の仕様・規格等は次の条件をすべて満たすものとする。
 - ①防犯灯の照度基準がクラスB以上であること。
 - ②器具取付間隔が25m以上対応可能なものであること。
 - ③消費電力が20w未満で、電力会社申請入力容量が20VA未満であること。
 - ④光源寿命が6万時間以上であること。
- 2 要綱第2条中において、新設、取替えまたは修繕を2灯以上同時に実施したときは、1灯ごとに要した対象経費を明らかにしなければならない。

※参考 防犯灯照度基準

クラスA…4m先の歩行者の顔の概要が識別できる明るさ

(平均水平面照度5ルクス以上、鉛直面照度の最小値1ルクス以上)

クラスB…4m先の歩行者の挙動・姿勢などが分かる明るさ

(平均水平面照度3ルクス以上、鉛直面照度の最小値0.5ルクス以上)

(様式第1号)

平成 年 月 日

大歳自治振興会長 様

住 所 _____

自治会名 _____

(申請者) _____ 印

LED防犯灯（設置・取替え・修繕）事業費補助金交付申請書

平成 年度事業として、LED防犯灯を（設置・取替え・修繕）したので、大歳地域防犯灯設置補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業費	円	灯数	灯
設置等の種別	新設・取替え・修繕	完成年月日	平成 年 月 日
施行場所（区分）	<input type="checkbox"/> 電柱・電話柱に共架（ ）灯 <input type="checkbox"/> 柱を新設（ ）灯 <input type="checkbox"/> その他〔 〕（ ）灯		
施工業者名			

- 添付書類（1）設置・取替え・修繕場所略図
（2）業者見積書の写し
（3）領収書の写し
（4）山口市補助金交付決定通知書の写し（修繕の場合を除く）

※これより下は記入しないでください。

事務局長	事務局員	確認年月日	平成 年 月 日
		交付決定額	円

- ①LED灯の新設または②蛍光灯からLED灯への取替えの場合
山口市補助金を差し引いた金額の2/3（100円未満切捨）…上限額18,000円（1灯あたり）
③LED灯の修繕または④LED灯からLED灯への取替えの場合
山口市補助金を差し引いた金額の1/2（100円未満切捨）…上限額18,000円（1灯あたり）

(様式第3号)

請 求 書

平成 年 月 日

大歳自治振興会長 様

(請求者)

住 所 _____

自治会名 _____

(申請者) _____ 印

LED防犯灯（設置・取替え・修繕）事業費補助金について、下記により交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

大歳地区防犯灯設置助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、大歳地区内の自治会が、防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の新設、取り替え及び修繕（以下「新設等事業」という。）を行う場合において、大歳地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）がその設置事業に係る経費を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(新設等事業助成の対象及び助成金の額)

第2条 助成の対象は、自治会が維持管理する防犯灯とし、1灯につき6000円を限度額として、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会が新たに「LED灯の防犯灯」を設置する場合、事業費から山口市及び大歳自治振興会補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2以内を助成する。
- (2) 自治会が既に設置している「蛍光灯の防犯灯」を「LED灯の防犯灯」に取り替える場合、事業費から山口市及び大歳自治振興会補助金を差し引いた地元負担金額の3分の2以内を助成する。
- (3) 自治会が既に設置している「LED灯の防犯灯」を修繕または取り替える場合、事業費から山口市及び大歳自治振興会補助金を差し引いた地元負担金額の2分の1以内を助成する。ただし、地区社協が指定する幹線道路の「LED灯の防犯灯」については、その補助率を3分の2以内とする。

2 助成金の額は、前項の対象事業に係る経費とし、予算の範囲内で助成する。なお、算出した助成の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(電灯料助成の対象及び助成金の額)

第3条 助成の対象は、地区社協が指定する幹線道路に設置されている防犯灯で当該年度の前年度末（3月31日時点）において、自治会が維持管理する防犯灯とし、助成金の額は予算の範囲内において、次に掲げるものとする。

- (1) 「蛍光灯の防犯灯」の助成金の額は、1灯につき年間2,000円とする。
- (2) 「LED灯の防犯灯」の助成金の額は、1灯につき年間1,200円とする。ただし、消費電力が10w未満のものについては、1灯につき年間700円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 新設等事業助成金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、防犯灯設置費助成申請書を地区社協に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該工事の設置場所の略図、見積書の写し、領収書の写し、山口市補助金交付決定通知書の写し及び大歳自治振興会補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

3 電灯料助成金の交付については、申請を省略する。

(助成金の決定及び交付)

第5条 地区社協は、前条の規定により防犯灯設置費助成申請書が提出されたときは、関係書類を確認した後、適正と認めたときは助成金額を決定し、申請者に連絡及び助成金の交付をするものとする。

2 電灯料助成金の決定については、地区社協において防犯灯管理数を確認し、関係自治会に連絡及び助成金の交付をするものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第6条 地区社協は、この要領による助成金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 助成金の対象外の目的に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(設置後の維持管理)

第7条 防犯灯設置後の維持管理費は、当該防犯灯を設置した自治会が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地区社協が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月18日から施行し、平成23年度分から適用する。

(「LED灯の防犯灯」の新設等事業の助成金の額の特例)

1 第2条第1号及び第2号に規定する「LED灯の防犯灯」の新設等事業にかかる助成金の額について、大歳自治振興会が当該年度の予算の範囲を超えるため、大歳自治振興会の規定する補助金額を自治会(申請者)に対して補助できない場合限り、その不足分の補助金額を地区社協の予算の範囲内において、助成金額に加算して当該自治会に対し助成できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

平成 年 月 日

大歳地区社会福祉協議会長 様

自治会名 _____ 自治会
会 長 _____ 印
電 話 _____

LED防犯灯設置費助成申請書

当自治会では、次のとおり防犯灯を設置しましたので、設置費用の一部を助成されるよう申請いたします。

内 容	<input type="checkbox"/> 新設(灯)	<input type="checkbox"/> 取替(灯)	<input type="checkbox"/> 修繕(灯)
設置場所	<input type="checkbox"/> 幹線道路(灯)	<input type="checkbox"/> 幹線道路以外(灯)	
事業費	円	設置数	灯
設置方法	<input type="checkbox"/> 電柱・電話柱に共架		()灯
	<input type="checkbox"/> 柱を新設		()灯
	<input type="checkbox"/> その他[]		()灯
設置年月日	平成 年 月 日		

にチェックをしてください。

※添付書類

- ・設置場所位置図
- ・見積書の写し
- ・領収書の写し
- ・市補助金交付決定通知書の写し(修繕の場合を除く)
- ・大歳自治振興会補助金交付決定通知書の写し

※これより下は記入しないでください。

事業費内訳		
項 目	金 額	備 考
山 口 市 補 助 金	円	
大歳自治振興会補助金	円	
大歳地区社協助成金	円	※
自 治 会 負 担 金	円	
合 計	円	

※大歳地区社協の助成金額 ←

■他の補助金を差し引いた金額の2/3(100円未満切捨)…上限額6,000円

①LED灯の新設、②蛍光灯からLED灯への取替え、③幹線道路のLED灯の修繕・取り替え

■他の補助金を差し引いた金額の1/2(100円未満切捨)…上限額6,000円

④幹線道路以外のLED灯からLED灯への取り替え、⑤幹線道路以外のLED灯の修繕